

広島県告示第九百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和八年十月八日までの間、縦覧に供する。

令和八年九月二十四日

広島県知事 横 田 美 香

一 道路の種類

県道

二 路線名

瀬野川福富本郷線

三 道路の区域

区 間		新旧 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
三原市本郷南六丁目四九四七番三地先から 三原市本郷南六丁目四九七〇番地先まで	旧	二〇・八〇 二四・四〇		一九七・五〇	
	新	一六・八〇 一九・八〇		一九七・五〇	幅員減少 不用物件延 長一九七・ 五〇メート ル